Lolium multiflorum Lam. ssp. italicum (A. Br.) Volkart	ML-23		カネコ種苗株式会社 群馬県前橋市古市町一丁目50番12号	第38124号 令和７年７月28日	〃	〃
Oryza sativa L.	萌えみのりBL1号		国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１ 株式会社ヤマタネ 東京都江東区越中島一丁目２番21号	第38127号 令和７年７月31日	〃	〃
Phalaenopsis Blume	キャラックス　ラブリーヘイズ		服部健治 愛知県碧南市千福町１丁目30番地	第38115号 令和７年７月24日	〃	〃
Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	MYRHO063		株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山２丁目１番８号	第38104号 令和７年７月８日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Phalaenopsis Blume	キャラックス　ラブリーヘイズ	服部健治 愛知県碧南市千福町１丁目30番地	第38115号 令和７年７月24日	愛知県西尾市、碧南市	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

○国土交通省告示第千号

東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　東京国際空港　東京都大田区

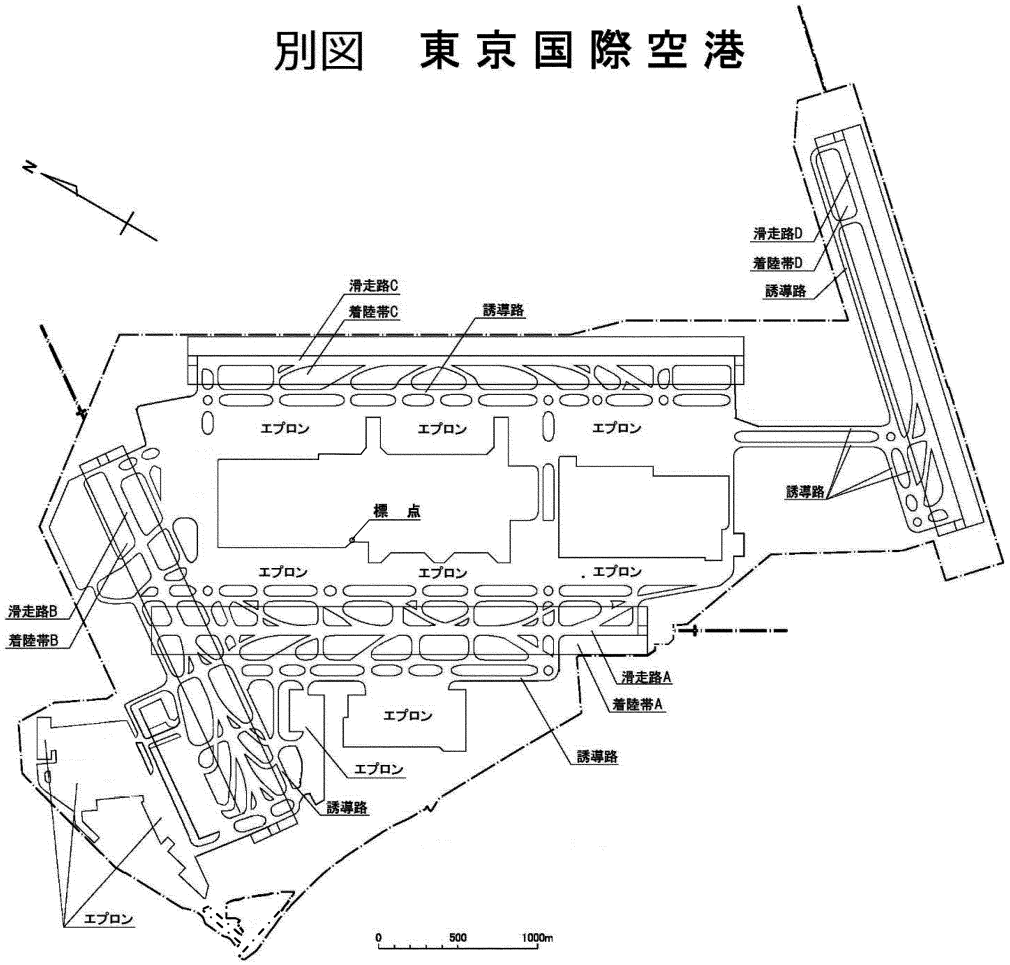
三　変更した事項（変更前の事項については、令和二年国土交通省告示第五百九十五号を参照。）

イ　空港の範囲　別図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　千五百十万二千五百三十六平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を東京航空局東京空港事務所において縦覧に供する。

別図　東京国際空港



附　則

この告示は、令和七年十一月一日から施行する。